

議案第11号

阿見町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

阿見町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年2月28日提出

阿見町長 千葉 繁

阿見町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

阿見町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年阿見町条例第24号)の一部を次のように改正する。

第7条の次に次の2条を加える。

(安全計画の策定等)

第7条の2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 家庭的保育事業者等は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第7条の3 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

2 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業者を除く。)は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車(運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向き座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。)を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認(利用乳幼児の降車の際に限る。)を行わなければならない。

第10条中「するときは、」の次に「その行う保育に支障がない場合に限り、」を加える。

第13条を次のように改める。

#### 第13条 削除

第14条第2項中「必要な措置を講ずる」を「職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」に改める。

第25条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第13条の改正規定は、公布の日から施行する。

阿見町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

現行	改正後	備考
	<p style="text-align: center;"><u>(安全計画の策定等)</u></p> <p><b>第7条の2</b> <u>家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、家庭的保育事業所等ごとに、当該家庭的保育事業所等の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた家庭的保育事業所等での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他家庭的保育事業所等における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p><b>2</b> <u>家庭的保育事業者等は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</u></p> <p><b>3</b> <u>家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。</u></p> <p><b>4</b> <u>家庭的保育事業者等は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(自動車を運行する場合の所在の確認)</u></p> <p><b>第7条の3</b> <u>家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。</u></p> <p><b>2</b> <u>家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業者を除く。）は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。</u></p>	

現行	改正後	備考
<p>(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)</p> <p><b>第10条</b> 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。ただし、保育室及び各事業所に特有の設備並びに利用乳幼児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。</p> <p><u>(懲戒に係る権限の濫用禁止)</u></p> <p><b>第13条</b> <u>家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し法第47条第3項の規定により懲戒に関しその利用乳幼児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</u></p> <p>(衛生管理等)</p> <p><b>第14条</b> (略)</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように<u>必要な措置を講ずる</u>よう努めなければならない。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>(保育の内容)</p> <p><b>第25条</b> 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条に規定する<u>厚生労働大臣</u>が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。</p>	<p>(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)</p> <p><b>第10条</b> 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、<u>その行う保育に支障がない場合に限り</u>、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。ただし、保育室及び各事業所に特有の設備並びに利用乳幼児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。</p> <p><b>第13条</b> 削除</p> <p>(衛生管理等)</p> <p><b>第14条</b> (略)</p> <p>2 家庭的保育事業者等は、家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように<u>職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的</u>に実施するよう努めなければならない。</p> <p>3～5 (略)</p> <p>(保育の内容)</p> <p><b>第25条</b> 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第35条に規定する<u>内閣総理大臣</u>が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。</p>	

## 議案第 11 号説明資料

阿見町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

### 【改正の理由】

- ・ 民法及び児童福祉法の改正による懲戒権に関する規定の削除，家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準省令の改正による乳幼児の安全の確保に関する計画の策定，乳幼児のバス送迎に当たっての安全管理の徹底に係る規定の追加並びにこども家庭庁設置法の施行に伴う児童福祉法の改正により，家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準省令が一部改正されたため，阿見町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例について一部改正をするもの。

### 【主な内容】

#### (1) 懲戒に係る権限の濫用禁止に関する規定の削除【第 13 条関係】

- ・ 民法及び児童福祉法における懲戒権に関する規定が削除されたことに伴い，省令から懲戒に係る権限の濫用禁止の条文が削除されたため，第 13 条の懲戒に係る権限の濫用禁止に関する規定を削除するもの。

#### (2) 安全の確保に関する計画の策定に係る規定の追加【第 7 条及び第 14 条関係】

- ・ 省令に安全計画の策定に係る規定を加える改正がされたことに伴い，条例においても第 7 条第 2 項に安全計画の策定等に関する規定を加え，第 14 条の衛生管理等の規定に「職員に対し，感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」を加えるもの。

#### (3) 自動車運行に当たっての安全管理の徹底に係る規定の追加【第 7 条関係】

- ・ 省令に自動車運行に当たっての安全管理の徹底に係る規定を加える改正がされたことに伴い，第 7 条第 3 項に自動車を運行する場合の利用乳幼児の所在の確認に関する規定を加えるもの。

#### (4) 厚生労働省から内閣府への根拠規定の所管の変更【第 25 条関係】

- ・ 児童福祉法の改正により厚生労働省の所管となっている事項が内閣府に移管されたことに伴う省令の改正により，第 25 条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改正するもの。